

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

当財団は、平成24年4月1日(移行登記)をもって「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団」に認定されております。この公益財団法人への寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

### ○優遇措置の内容

#### 【法人の場合(法人税関係)】

公益財団法人に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で、損金に算入することができます。

#### 損金算入限度額の計算方法

A: 資本金等の額×0.375%

B: 所得金額(注1)×6.25%

$(A+B) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$

(注1) 当期の寄附金支出前所得

#### 【個人の場合(所得税、個人住民税)】

##### 1. 所得税

公益財団法人への寄附金の一部が取得控除の対象となります。

#### 「所得控除」の場合

寄附金額－2,000円を所得から控除

##### 2. 個人住民税

沖縄県内にお住まいの方には「個人県民税の条例指定寄附金税額控除制度」により個人県民税の控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{県民税の控除額}$

個人市町村民税についても、同様に条例で税額控除の対象となる寄附金を指定している場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

##### 3. 寄附金控除の手続き

#### 必要書類

当財団が発行する寄附金受領証明書

#### 手続き方法

所得税と個人住民税の両方及び所得税のみに寄附金控除を受ける場合は、ご寄附された翌年に所轄税務署で確定申告をしてください。個人住民税のみに寄附金控除を受ける場合は、沖縄県総務部税務課にお問い合わせください。